

令和6年度 第1回  
「江東区障害者計画等推進協議会」  
議 事 録

1 日 時 令和6年9月6日（金）午後1時30分～午後3時00分

2 場 所 江東区文化センター2階 展示室

3 出席者 舘 桂一郎 中山 利恵子 郷 芳昭 会田 久雄  
平松 謙一 橋本 実千代 向井 眞幸 岡村 正枝  
宮崎 英則 伊東 直樹 高舘 麻貴 原田 博美  
中村 幸江 小原 誠太郎 平野 浩子 伊藤 善彦  
田村 満子 緑川 美加 見城 亨 遊塚 実  
井内 千津子 手塚 祐希

4 会議次第

- (1) 開 会
- (2) 委員委嘱
- (3) 区長挨拶
- (4) 江東区障害者計画等推進協議会設置要綱について
- (5) 会長及び副会長の選出・挨拶
- (6) 議 事

- ・江東区障害者計画・第7期江東区障害福祉計画・第3期江東区障害児福祉計画について
- ・江東区障害者計画等推進協議会の活動について
- ・江東区障害者計画、江東区障害福祉計画及び江東区障害児福祉計画の実績報告について
- ・江東区基幹相談支援センターの設置・運営（案）について
- ・視覚障害者代筆・代読支援事業の開始について
- ・その他

## 5 資 料

資料1 江東区障害者計画等推進協議会設置要綱

資料2 江東区障害者計画・第7期江東区障害福祉計画・

第3期障害児福祉計画の概要

資料3 計画推進協議会の活動予定

資料4 江東区障害者計画の実績報告

資料5 江東区障害福祉計画・障害児計画の実績報告

資料6 江東区基幹相談支援センターの設置・運営（案）

資料7 視覚障害者代筆・代読支援事業の開始について

参 考 令和6年度 江東区障害者計画等推進協議会委員名簿

庁内委員会・幹事会名簿

## 6 傍 聴 1名

## 7 議 事 録

令和6年度第1回江東区障害者計画等推進協議会

令和6年9月6日

### 1 開会

【障害者施策課長】 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第1回江東区障害者計画等推進協議会を開会いたします。

まだお見えになられていない委員の方もいらっしゃいますが、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

皆様には大変お忙しい中、本協議会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日、会長が選任されるまでの間、進行を務めます江東区障害者施策課長の小林と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日につきましては、本協議会に附属いたします庁内計画推進委員会及び幹事会も同時開催となっております。ここから着座で進めさせていただきます。

では、次に本日の資料を確認させていただきたいと思います。本日の資料といた

しまして、まず会議の次第、資料1から7、こちらを事前に委員の皆様にはお送りしております。また、参考資料といたしまして、委員名簿、意見シートを机上配付しております。もし資料の不足がある方は、事務局までお声かけいただければと思います。

また、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の冊子につきましては閲覧用となりますので、机上のものにつきましては会議終了後、そのまま机の上に置いたまままでお願いいたします。

本日の本協議会の終了予定時刻は午後3時とさせていただいておりますので、どうぞ御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、本日ににつきましては、高山委員より御欠席の御連絡をいただいております。ほかに、公務の都合によりまして、欠席、遅参、早退、また代理出席させていただいている庁内の委員もおりますので、こちらについては御了承いただければと思います。

## 2 委員委嘱

**【障害者施策課長】** それでは、早速ですけれども、これから委員の委嘱を行います。会場が狭く、移動が容易でないこともありまして、区長に皆様のお席の前まで行っていただき、順に委嘱状をお渡しさせていただきたいと思っておりますので、委員の皆様、お受け取りいただければと思います。

区長、よろしくお願いいたします。

**【大久保区長】** 委嘱状。

郷芳昭殿。

江東区障害者計画等推進協議会委員を委嘱します。

令和6年9月6日。

江東区長 大久保朋果。

よろしくお願いいたします。

(大久保区長から委員へ委嘱状を手交)

**【大久保区長】** 委嘱状。平松謙一殿。

**【平松委員】** よろしくお願ひします。

**【大久保区長】** 委嘱状。平野浩子殿。

委嘱状。小原誠太郎殿。

【小原委員】 よろしくお願ひします。

【大久保区長】 委嘱状。中村幸江殿。

【中村委員】 よろしくお願ひします。

【大久保区長】 委嘱状。原田博美殿。

【原田委員】 ありがとうございます。

【大久保区長】 委嘱状。高館麻貴殿。以下同文です。

【高館委員】 どうぞよろしくお願ひいたします。

【大久保区長】 委嘱状。伊東直樹殿。

委嘱状。岡村正枝殿。以下同文です。

【岡村委員】 はい。

【大久保区長】 委嘱状。向井眞幸殿。

委嘱状。橋本実千代殿。

委嘱状。会田久雄殿。

委嘱状。館桂一郎殿。

委嘱状。伊藤善彦殿。

【伊藤（善）委員】 よろしくお願ひします。

【大久保区長】 委嘱状。田村満子殿。

【田村委員】 よろしくお願ひします。

【大久保区長】 委嘱状。緑川美加殿。

【緑川委員】 よろしくお願ひいたします。

【大久保区長】 委嘱状。見城亨殿。

委嘱状。遊塚実殿。よろしくお願ひいたします。

【遊塚委員】 謹んでお受けします。

【大久保区長】 委嘱状。井内千津子殿。

【井内委員】 お願ひいたします。

【大久保区長】 委嘱状。手塚祐希殿。

委嘱状。宮崎英則殿。

委嘱状。中山利恵子殿。よろしくお願ひいたします。

【中山委員】 よろしくお願ひします。

**【障害者施策課長】** 今、委嘱状を区長より交付させていただきました。

任期につきましては、本日から令和9年3月まででございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、本日、本協議会と同時開催しております区内計画推進委員会の委員長につきましては、障害福祉部長の干泥が、幹事会の幹事長につきましては、私、障害者施策課長の小林が務めます。そのほかの委員につきましては、お手元の名簿にて御確認いただければと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

### 3 区長挨拶

**【障害者施策課長】** それでは、本日の協議会の開催に当たり、大久保区長より御挨拶を申し上げます。

**【大久保区長】** 皆様、こんにちは。改めまして、江東区長、大久保朋果でございます。

本日は大変お忙しい中、委員の皆様には、障害者計画等推進協議会の委員をお引き受けいただき、本当にありがとうございます。私は東京都庁で、平成7年に都庁に入ったのですが、その後、平成15年度ぐらいから8年間、障害者福祉に従事しておりました。その中で、いわゆる親亡き後問題、そして障害がある方の地域移行の問題、そして就労支援といった様々な施策を展開しておりました。

改めて今、江東区の障害者福祉を眺めてみると、当時からかなり進んだ部分もございますが、引き続き課題となっている部分もあろうかと存じます。特に親亡き後問題、親御さんが亡くなった後に、果たして自分のこどもは幸せに生きていかれるのだろうか。そういった思いは常にあるものと思っております。そういった中でどうしたら障害のある方がない方と一緒に、障害のある方も、ない方も地域で自らが望んだ生き方をしていられる、そういった世の中をつくり出すことの大切さ、それを委員の皆様と一緒にこれからも考えていければと思います。

委員の皆様には3年間という長い月日のお付き合いになりますが、どうぞ様々な立場から御意見をいただき、江東区の障害者福祉がより一層進みますことをお願い申し上げます、挨拶いたします。

どうぞ皆様、よろしく願いいたします。

**【障害者施策課長】** 大久保区長、ありがとうございました。

それでは、協議会の今期の委員24名の皆様を御紹介いたします。名簿順にお一人ずつお名前をお呼びいたしますので、呼ばれた方は大変お手数ですけれども、その場で御起立をいただければと思います。

ルーテル学院大学総合人間学部教授、高山委員につきましては、本日御欠席ということで御連絡をいただいております。

続きまして、江東区医師会理事、舘委員。

江東区身体障害者福祉団体連合会会長、高橋委員。高橋委員も御連絡はないんですけれども、今、少し遅れているという状況でございます。

続きまして、江東区視覚障害者福祉協会会長、中山委員。

【中山委員】 よろしく願いいたします。

【障害者施策課長】 江東区聴覚障害者協会総務部長、郷委員。

【郷委員】 よろしく願いします。

【障害者施策課長】 江東区手をつなぐ親の会会長、会田委員。

【会田委員】 会田です。

【障害者施策課長】 おあしす福祉会理事長、平松委員。

【平松委員】 平松です。よろしく願いいたします。

【障害者施策課長】 江東区難病団体連絡会会長、橋本委員。

【橋本委員】 橋本です。よろしく願いいたします。

【障害者施策課長】 富岡地区連合町会会長、向井委員。

【向井委員】 向井です。よろしくどうぞお願いします。

【障害者施策課長】 民生・児童委員協議会障がい福祉部会長、岡村委員。

【岡村委員】 岡村です。よろしく願いします。

【障害者施策課長】 江東ボランティア連絡会運営委員、宮崎委員。

【宮崎委員】 宮崎です。よろしく願いします。

【障害者施策課長】 江東区社会福祉協議会事務局長、伊東委員。

【伊東（直）委員】 よろしく願いいたします。

【障害者施策課長】 訪問介護・障害者（児）支援事業所カレッジケア代表取締役、高舘委員。

【高舘委員】 高舘です。どうぞよろしく願いいたします。

【障害者施策課長】 江東区医師会訪問看護ステーション所長、原田委員。

【原田委員】 原田です。よろしくお願いいたします。

【障害者施策課長】 ゆめグループ福社会理事、中村委員。

【中村委員】 中村です。よろしくお願いいたします。

【障害者施策課長】 江東区東砂福祉園園長、小原委員。

【小原委員】 小原です。よろしくお願いいたします。

【障害者施策課長】 のびのび福社会理事、平野委員。

【平野委員】 平野です。よろしくお願いいたします。

【障害者施策課長】 江東楓の会理事長、伊藤委員。

【伊藤（善）委員】 よろしく申し上げます。

【障害者施策課長】 特定非営利法人こどもの発達療育研究所理事長、田村委員。

【田村委員】 田村です。よろしくお願いいたします。

【障害者施策課長】 木場公共職業安定所専門援助第二部門統括職業指導官、緑川委員。

【緑川委員】 緑川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【障害者施策課長】 株式会社メトロフルール取締役、見城委員。

【見城委員】 見城です。よろしくお願いいたします。

【障害者施策課長】 ALSOKビジネスサポート株式会社代表取締役、遊塚委員。

【遊塚委員】 遊塚でございます。よろしくお願いいたします。

【障害者施策課長】 区民委員、井内委員。

【井内委員】 井内と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【障害者施策課長】 区民委員、手塚委員。

【手塚委員】 手塚です。よろしくお願いいたします。

【障害者施策課長】 以上の方々に3年間、協議会のほうどうぞよろしくお願いいたします。

#### 4 江東区障害者計画等推進協議会設置要綱について

【障害者施策課長】 続きまして、本協議会の設置要綱につきまして御説明いたします。恐れ入りますが、お手元の資料1、江東区障害者計画等推進協議会設置要綱を御覧いただければと思います。

こちらは本協議会の根拠となる規定でございます。第2条で所掌事項、第3条で組織、正副会長の互選、第4条で委員の任期、第5条で会議の運営、第6条で部会の設置、第7条で庁内計画推進委員会、第8条で庁内計画推進委員会幹事会について定めております。

簡単ではございますが、要綱の説明については以上となります。

## 5 会長及び副会長の選出・挨拶

**【障害者施策課長】** 続きます、会長及び副会長の選出に移らせていただきます。

今、皆様に見ていただきました要綱第3条によりまして、本協議会の会長、副会長の選出をお諮りいたします。会長・副会長につきましては、委員の皆様の互選によることとされておりますが、いかがでしょうか。

会田委員。

**【会田委員】** 江東区手をつなぐ親の会の会田でございます。

私から、本日御欠席になっております学識経験者の高山委員を会長に推薦したいと思っております。よろしく願いいたします。

**【障害者施策課長】** ありがとうございます。ただいま会田委員から、会長には高山委員を推薦するという旨の御提案をいただきましたけれども、委員の皆様、いかがでしょうか。

( 拍 手 )

**【障害者施策課長】** よろしいですか、ありがとうございます。

それでは、御異議がないようですので、本日御欠席ではございますけれども、会長につきましては、高山委員をお願いすることといたします。

次に、副会長の選出に移らせていただきます。こちらについてはこれまでの慣例により、会長からの御指名という形を取らせていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

( 拍 手 )

**【障害者施策課長】** ありがとうございます。特に御異議がないようです。高山会長からは事前に、もし会長に互選していただいた場合は、副会長に江東区医師会の館委員を指名させていただきたいといった御提案をいただいているところです。

皆様、よろしいでしょうか。

(拍手)

【障害者施策課長】 ありがとうございます。

では、皆様の御了承をいただきましたので、副会長につきましては館委員にお願いさせていただきたいと思っております。館委員、席の御移動のほうをお願いいたします。

(館副会長、副会長席へ移動)

【障害者施策課長】 それでは、館副会長より、一言御就任の御挨拶をいただきたいと思っております。

副会長、よろしくをお願いいたします。

【館副会長】 ただいま副会長に御推薦いただきました江東区医師会理事の館と申します。

私は北砂というところでクリニックをやっております、あとは医師会の理事を担当させていただいております。医師会方面でお役に立てることは限られてはおりますが、行政の方々と円滑なコミュニケーションを目標にして、区民の方々のお役に立てるように職務を全うしたいと思っております。

よろしくをお願いいたします。(拍手)

【障害者施策課長】 副会長、ありがとうございました。

なお、ここで大久保区長につきましては、公務のため退席させていただきます。

【大久保区長】 委員の皆様、どうぞよろしくをお願いいたします。

(大久保区長 退席)

【障害者施策課長】 それでは、この後の議事進行につきましては、要綱第5条第2項に基づきまして、館副会長にお願いしたいと存じます。

副会長、どうぞよろしくをお願いいたします。

【館副会長】 それでは、次の議題に入らせていただきます。

議事に入ります前に、会議の公開について、事務局から説明をお願いいたします。

【障害者施策課長】 会議の公開につきましては、一般傍聴者を募集いたしまして、本日の一般傍聴の方は1名となっております。

また、当会議は議事録作成のため、録音させていただいております。大変恐れ入りますが、議事録作成の都合上、御発言の際は最初にお名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。議事録は作成後、発言された方へ確認させていただい

た上で、ホームページ、江東情報ステーションのほうで公開いたします。

以上です。

**【館副会長】** 議事に入る前に1点、改めて本協議会の趣旨を確認させていただきます。

本協議会は江東区障害者計画及び江東区障害福祉計画、江東区障害児福祉計画の推進に関して必要な事項を調査し、検討することを目的として設置された会議体となります。会議の趣旨に沿った進行に御協力をお願い申し上げます。

## 6 議事

(1) 江東区障害者計画・第7期江東区障害福祉計画・第3期江東区障害児福祉計画について

**【館副会長】** それでは、ただいまより議事に入ります。

議事1、江東区障害者計画・第7期江東区障害福祉計画・第3期江東区障害児福祉計画について、事務局より説明をお願いいたします。

**【障害者施策課長】** では、私から議事1について御説明いたします。

お手元の資料2、それから、机上の令和6年3月に策定いたしました障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の冊子に基づきまして、今期より新たに委員になっていただいた方もいらっしゃいますので、簡単に説明させていただきます。

まず、資料2を御覧ください。こちらの資料に記載されているページ数につきましては、お手元の計画の冊子のページとなっておりますので、参考にさせていただければと思います。

最初に、障害者計画についてです。障害者基本法第11条第3項に基づき策定しております江東区の障害者施策についての計画で、計画期間につきましては令和6年度から令和11年度の6年間となっております。

次に、計画の基本理念です。3つの理念を定めてございます。1つ目は、障害のある人もない人も、誰もが多様性を認め合いながら、お互いに人格と個性を尊重し、地域社会の一員としてつながりを持って暮らすことができる共生社会の実現。そして2つ目は、障害のある人が自立して生活しながら、自らの意思で社会のあらゆる活動に参加し、その生活の質の向上を図る、障害者の自立支援。3つ目は、障害の内容・程度にかかわらず、必要な支援を受けながら安心して暮らせる社会の実現。

以上が基本理念となっております。基本理念につきましては計画の核となるもので、計画策定のたびにその内容が大きく変わるものではないことから、共生社会の実現、障害者の自立支援の2つにつきましては、前の計画から引き継いだものとなっております。

次に、基本目標です。基本理念の実現に向け、5つの基本目標を定めております。1つ目が共に支え合う地域社会の構築、2つ目は自立した生活を支える支援の充実、3つ目は就労と社会参加の促進、4つ目は配慮を必要とする子供とその家族への支援の充実、そして5つ目は安心して暮らすことのできる環境の整備。以上が基本目標となります。

次のページを御覧ください。基本理念、基本目標を受けて……お手元の資料2の2ページになります。今、資料の1ページで基本目標までお話しさせていただきました。次に、2ページに移らせていただきたいと思います。

今申し上げた基本理念、そして基本目標を受けまして、10の施策の柱を定めているところです。また、それぞれの柱ごとに具体的な施策を実施してまいります。具体的な施策の内容につきましては、時間の関係上、説明は割愛させていただきます。後ほど計画の冊子、41ページ以降を御確認いただければと思います。

それでは、3ページ目を御覧ください。これらの計画の推進のため、行政等の体制の整備、また区と区民・関係団体等との連携を推進するとともに、協議会において進行管理や点検、評価を行ってまいります。

続きまして、4ページを御覧ください。障害福祉計画についてになります。障害者総合支援法第88条第1項に基づきまして策定する計画となっております。障害福祉計画では、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保するため、これまでの実績等を踏まえ、国の基本指針に沿って、施設入所者の地域生活への移行とか、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援の充実、また、福祉施設から一般就労への移行等、相談支援体制の充実・強化等、そして障害福祉サービス等の質の向上。今申し上げた6つの項目について、成果目標を設定しております。

また、障害福祉サービス及び相談支援の種類ごとの必要なサービス量について、国によって示された項目について、令和8年度までの各種サービスの見込み量を設定しており、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援に

ついて設定しております。

続きまして、6ページになります。5、地域生活支援事業に関する事項につきましては、障害者総合支援法第77条に定められている区市町村が実施する地域生活支援事業を行っていくほか、既存の事業や、必要に応じて行う新規事業等を効果的に組み合わせて地域生活を支援していくもので、資料に記載させていただいているとおり、11項目で見込み量を設定させていただいております。

続きまして、8ページを御覧ください。障害児福祉計画についてになります。児童福祉法第33条の20第1項に基づきまして、策定する計画となっております。障害児福祉計画につきましては、障害児通所支援等の提供体制を確保するため、これまでの実績等を踏まえ、国の基本指針に沿って、児童発達支援センターの設置とか、あるいは保育所等、訪問を利用できる体制の確保、そして重症心身障害児を支援する事業所の確保、医療的ケア児を支援するための関係機関の協議の場の設置、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置、今、申し上げた5つの項目について成果目標を設定しております。

続きまして、9ページを御覧ください。障害児通所支援及び障害児相談支援の種類ごとに必要なサービス量について、令和8年度までの各種サービスの見込み量を設定しており、障害児通所支援、障害児相談支援について設定しているところです。

簡単ではございますが、議題1についての説明は以上となります。

**【館副会長】** 議題1に関しまして、何か御意見や御質問はありますか。

特にございませんか。

では、特にないようですので、この議題は終了とさせていただきます。

## (2) 江東区障害者計画等推進協議会の活動について

**【館副会長】** 続きまして、議事2に移ります。議事2、江東区障害者計画等推進協議会の活動について、事務局より説明をお願いいたします。

**【障害者施策課長】** 続きまして、議事2について説明させていただきます。次は資料3を御覧いただけますか。

資料3は1ページだけの資料となっております、本協議会の今後の活動予定についてでございます。先ほど私から申し上げたとおり、委員の任期につきましては3年となっております、最終年次につきましては、第8期障害福祉計画、そして第

4期障害児福祉計画の策定を予定しております。まず、1年目の今年度につきましては、最終年次の計画策定の基礎資料の一つとなる、2年目に実施させていただく実態調査について検討を行います。協議会の開催については2回を予定しております。

2年目の令和7年度は、現行の計画の進行管理・点検等を実施しつつ、障害者実態調査を行います。2年目は、協議会の開催は3回を予定しております。

3年目の令和8年度は、第8期障害福祉計画、第4期障害児福祉計画の策定年度になりますので、サービスの必要量の見込み等について定めていくことになります。協議会の開催予定は4回を予定しております。また、計画の策定に当たりましては、地域自立支援協議会と連携してまいります。

議事2の説明は以上です。

**【館副会長】** 議事2に関しまして、何か御意見や御質問はありますでしょうか。

**【平松委員】** おあしす福祉会の平松でございます。

1、2、計画、書いてあることはそれはそれでいいんですけども、具体的にそれをどう実現していくか、その成立に向けてどうすればいいかということで、スケジュールで調査も必要だし、それに基づいて現状把握することも必要だしとは思いますが、例えば先ほどの計画の推進に向けてということで、1、2、3とありますが、これ自体は当然ですよという、具体的にどうやっていくんですかというところがはっきりしていないというか。

ということで、この計画推進協議会でそういう細かな、細かいのかな、具体的なことまで議論がなかなかできないのだったら、どこで議論するのでしょうかと。具体的な幾つか今、個別の課題についていちいち申し上げる必要もないかとは思いますが、具体的に推進に向けてどういうふうにしてこれを進めていくのかということが、いつもはっきりしていない。計画推進協議会の役割は3か年で毎年実態調査をして、それで、その調査に基づいて進行管理・点検等ということで終わっているようですけども、それでよろしいのでしょうかと。それで実際に資料1の推進に向けてということが、整備とか連携と書いてあるのですが、具体的にそれをどうするのでしょうかというところをここで議論しないでいいのでしょうか、どこで議論されるのでしょうかということ。

毎回、この点は折に触れて申し上げるところでございますが、改めて今回、新し

い3年間が始まるので、その点についての区の見解が1つだけけれども、この協議会に参加されている皆さん方はそういう点をどのようにお感じになっているのかなということも、単に区にどうするの？ と言うだけではなくて、委員の皆さんの御意見もお伺いできればと。本来だったらここで議論すべきことではないのかなと思っております。

以上でございます。

**【館副会長】** ほかに何か御意見や御質問はございますか。

**【障害者施策課長】** 今、平松委員から、委員の皆さんのということで御発言いただいたところですが、江東区としましては、今、委員の方からも御説明があったとおり、こちらの計画等推進協議会のほうで、今の段階の計画についての進捗管理といったことはしていきたいと思っております。今年度は、後で説明をさせていただきますけれども、実績報告の中で、やってきた事業に対してそれぞれの所管課でどういうことが課題だと思っていて、どういうことを改善していかなければいけないのかといったことを記載していく欄が今までなかったものですから、今回の書式からそういったところを設けて、これから先、よりよい事業になるようにということで、1点工夫をさせていただいております。

また、先ほどスケジュールの中でも説明させていただきましたけれども、自立支援協議会の意見とかも聞きつつ、計画推進のほうに取り組んでいきたいというところでございます。

以上です。

**【館副会長】** ほかに何か御意見、御質問はございますか。

それでは……どうぞ。

**【平松委員】** 皆さんどうなのかなというのも気になるのですが、計画、それから実態調査、それはそれでやっていただかなければいけないんだけど、計画推進に向けて幾つか、3点挙げられていますよね。具体的に一言で言うと、共生社会をつくるということは、地域でやらなければいけない、いろいろな団体が今、いろいろ活動されていると思うんです。そういうことをもっと生かして、地域で区民と関係団体との連携の推進というのは、「区と」と書いてありますが、実際はいろいろなところで今、いろいろな連携が民間では進んでいると思っております。私もそのうちの幾つかに加わって、いろいろな団体と協力してやっている。そうい

うことがほとんど反映されていないというのを率直に感じておりますというのが1つ。

それから、例えばさっき親なき後の問題もありましたけれども、行政だけでつくっていくためには縦割でやっているにはできるわけがないというのは当たり前のことだと。皆さんも御異論はないと思うのですが、例えば高齢者のいろいろな取組、障害者のいろいろな取組がございますよね。そうすると、それぞれの地域で、縦割でそれぞれ障害別のとか、高齢だからとかいうのではなくて、共生社会というのはいまにいろいろな人たちがいろいろな障害があっても、社会の中でお互いが助け合っでやっていくということが大事なことだと思っています。例えば高齢者と障害者でそれぞれの地域でいろいろな動きが今出てきておりますので、そういうことを。高齢者の場合はそれぞれ圏域ごとに一応体制はできておりますよね。ほかの分野はまだそこに行っていないから、一緒にそういうことを検討できないのかなというのを前から意見を申し上げていますが、地域ケア推進課ですか、それと障害者支援課かな、その辺で……そういう各地域ということでもいいです。そういういろいろな団体を取りあえず集まって、その地域課題に基づいて、どういう地域づくりをしていくかということを検討できるような仕組みをつくる必要が重要であると。それがないと共生社会はできないでしょうということだと思っております。

というようなことを何度か申し上げているんですけども、地域ケア推進課は、いや、そんなことを言い出すと、高齢者だけではなくて、やれ、精神だ、何だかんだ全部入れなくてはいけなくなるんじゃないかと、そういうことは考えていないと。むしろ、地域ケア推進課は高齢者に限定してやっていくようなことを考えているんだというふうなお答えだったんですよ。というようなことを、それがいい悪いとこのをここで検討してほしいというわけではないけれども、そういうことも含めて、実際にどうやってそういう計画の実現を進めていくために、いろいろな団体がそれぞれの地域で協力していくということが抜けていると、共生社会は実現できないのではないのでしょうかということなんです。

というようなことで、同じようなことをあちこちで何度も申し上げているんですけども、その辺をもう少し何とかならないでしょうかねということ、この機会に区にも申し上げたいし、委員の皆さん方にもいかがでしょうかということ、お考えいただければということでございます。

ちなみに会長がいらっしゃらないので、副会長はいかがお考えですか。

**【館副会長】** 昨年もありましたように、具体的な話ということになりますと、ここだけではなかなか難しいことかなと思います。

**【障害者施策課長】** 障害者施策課の小林です。御意見ありがとうございます。

例えば障害関係では、今、この場の計画等推進協議会、あるいは地域自立支援協議会といった会議体を持っていたり、それぞれこどもの分野、あるいは高齢の分野で会議体がある中で、委員も私も、高齢のほうにも、こどものほうにもという形で出席したりということで、庁内のそういった会議のラップではないですけども、もちろんそういったことには取り組ませていただいているところです。また、本当に地域レベルで見ると、障害関係でも長寿サポートセンターの職員の方とやり取りをしていただいたりといったことは、もちろん程度の差はいろいろあるかと思うんですけども、やっけていただいているところなので、今、平松委員から御提案いただいたような会議体なのか、ワーキングなのか、どういうものが望ましいかというのは、今、私のほうでいろいろこういったものということで御提示できる状況ではないと思うんですけども、よりよい方向があるのであれば検討はしていきたいと思っております。

以上です。

**【館副会長】** よろしいでしょうか。

**【平松委員】** よろしいとは思わないんだけど、この話ばかりをここで今日やるというのも無理だと思うので、引き続きいろいろな提案もさせていただきたいと思うし、区に提案するだけではなくて、ここに集まっているいろいろな団体の皆様にも、年に1回しかないこの会議だけではなくて、別の形でそれぞれの地域でいろいろな形で交流なり連携なりをさせていただければと思っておりますので、この辺で今日のところは終わりにしておきます。

(3) 江東区障害者計画、江東区障害福祉計画及び江東区障害児福祉計画の実績報告について

**【館副会長】** 次に議事3、江東区障害者計画、江東区障害福祉計画及び江東区障害児福祉計画の実績報告について、事務局より御説明をお願いします。

**【障害者施策課長】** では、議事3について御説明いたします。障害者計画に掲

載されている各事業につきましては、毎年、前年度の実績調査を行いまして、計画の進行管理を行っているところです。昨年度までを計画期間とする前計画の最終年度の実績報告となります。資料4、江東区障害者計画の実績報告を御覧ください。

まず、表紙をおめくりいただいた次のページ、裏面になるんですけども、昨年度までの計画の体系を記載させていただいております。3つの基本理念、4つの基本目標、そして9つの施策の柱で構成させていただいております。それぞれの事業の令和5年度実績につきましては、事業数が多いことから、主要なものをピックアップして説明させていただきます。

資料の2ページ、一番左側に小さい数字でナンバーが振ってあるんですけども、No.10、権利擁護センター「あんしん江東」です。こちらでは日常生活に不安がある高齢者や障害者などが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの利用手続とか、財産管理の援助、成年後見制度の利用などを支援する機関となっております。縦列、表の中央部分が昨年度の利用実績となっております。一般相談が1万1,369件、専門相談が139件、日常生活自立支援事業における契約件数が129件となっております。支援を必要とする人の相談につながるよう関係者と連携し、事業を継続してまいります。

続きまして、3ページになります。No.12、点字広報と声の広報。こちらは区報の点字版、デージー版、CD等を作成するほか、音声テープをホームページで公開する事業となります。江東区報の点字版を各31部、声の広報を各77部作成しております。今年の8月21日号より区報がリニューアルいたしまして、掲載ルール的大幅な変更がなされておりますが、点字版、音声データの利用者が必要な情報を得られない等の事態を招かないように、適切に対応してまいります。

続きまして6ページ、No.30、手話通訳者派遣。こちらは聴覚障害者または言語障害者、身体障害者団体に手話通訳者を派遣する事業です。社会福祉協議会と東京都に委託した派遣実績は合計2,059件となりました。必要とされる方に遅滞なく派遣を行って、また、合理的配慮として、区主催の行事、会議等にも必要に応じて派遣を実施しております。派遣の是非について検討が必要な特殊な事例につきましては、他区とか広域の事例等も参考にしながら、適切に事業を運営してまいります。

続きまして、10ページになります。No.61、リバーハウス東砂。こちらに

つきましては社会的自立意欲のある障害者に対しまして、生活の場を提供し、地域社会において自立した生活ができるよう支援することを目的とした施設となります。短期入所の契約者数は421人、利用延べ人数は588人です。短期入所の需要が増加傾向にあるため、すぐに満床になってしまうことが現状の課題となっております。

続きまして13ページ、No.80、第三者評価事業の実施になります。こちらはサービスの質の向上を図るため、第三者評価を受審する事業所に対して受審費用を補助する事業で、19事業所に対して補助を行っております。引き続き、計画的に受審する事業者の評価受審を促進いたしまして、受審推奨事業者に対しましては、今年度から周知・受審勧奨スケジュールを再考慮いたしまして、年に4回行うことを予定しております。

続きまして、No.80の2、指導検査の実施です。こちらは利用者保護及び利用者の視点に立った障害福祉サービス等の提供、並びに質の向上、利用者の人権の擁護、虐待防止等のための体制整備を図ることを目的として調査・指導検査を実施するもので、48か所で実施しております。今後も障害福祉サービス事業所等の運営指導を増やしまして、検査体制の強化を進めてまいります。

続きまして17ページ、No.98、多機能型入所施設の整備です。こちらは障害者が日常生活支援を受けながら地域生活へ移行することを支援する、短期入所、日中活動の場も併設した障害者多機能型入所施設の整備を推進する事業となっております。塩浜2丁目に、令和5年2月末にUp to You 塩浜 Livingが竣工いたしまして、4月より運営を開始しております。開設後大きなトラブルなく運営させていただいており、引き続き円滑な施設運営ができるよう、区としてもフォローしていきたいと考えてございます。

続きまして20ページ、No.109、心身障害者施設等健康相談。こちらは区内の施設を利用する心身障害者等を対象に、医師による診察と各種検査、健康相談などを実施する事業となっております。延べ696人の検査を行っております。引き続き委託先と密に連携しながら、安定的に事業の運営を実施していきたいと考えてございます。

続きまして23ページ、No.125、ユニバーサルデザイン推進事業。こちらは、区民、区職員が参加したユニバーサルデザインまちづくりワークショップを開

催するとともに、こどもたちへの意識向上を図るため、こども向けユニバーサルデザインハンドブックを活用して、小学校での出前講座を開催する事業となっております。ワークショップを8回、出前講座を31校で開催しております。UDまちづくりワークショップでは、啓発用の動画制作を通じまして、持続可能な啓発手段の確立を目指す予定です。また、出前講座につきましては、継続して多くの学校から要望いただけるように進めていきたいと考えてございます。

続きまして、26ページになります。こちらは国や都の事業も含まれますが、No.138からNo.141に記載させていただいているような事業が実施されている中で、No.142、江東区障害者就労・生活支援センター、こちらのセンターを通じて就労した方は78人となっております。昨年度比で9人増加しております。法定雇用率の拡大や障害者の社会参加促進といった社会情勢を背景に、当事者、企業から、江東区障害者就労・生活支援センターの需要が拡大しているところでございます。

続きまして27ページ、No.144、知的障害者学習支援事業「エンジョイ・クラブ」。こちらは学校教育を修了した軽度の知的障害のある就労者を対象として、余暇活動に必要な一般教養、スポーツ、レクリエーション等を実施し、学習活動を支援する事業です。受講生は81名となっております。新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが2類から5類に引き下がり、活動内容をコロナウイルスの影響が及ぶ前の内容に徐々に戻していったところでございます。

続きまして、No.145、障害者福祉大会の開催ですが、障害者とその家族に芸能等の催しで慰安するとともに、地域住民の方との交流を図る事業となっております。式典、芸能パフォーマンス、お客様コーナーの3部制にて実施しております。また、区内の障害者施設や障害者団体の活動を紹介する動画制作、障害者施設自主生製品の購入、江東図書館等における障害者週間コーナー展示については、令和5年度も引き続き実施しております。

続いて、31ページを御覧ください。No.166、障害者差別解消法の啓発・広報活動の推進。こちらは不当な差別的取扱いの禁止とか、合理的配慮の提供を定めた障害者差別解消法の啓発・広報活動を推進する事業となっております。障害者差別解消法の改正により、令和6年4月から事業者による合理的配慮の提供が義務化となったことを踏まえまして、区内事業者等への啓発に引き続き取り組んでまい

ります。

続きまして34ページ、No.178、音訳者養成講座。こちらは視覚障害などのため、通常の活字資料の利用が困難な方に、図書館資料を音声化するサービスを行う翻訳者を養成するため、講座を開催している事業となります。全22回開催、参加人数は221人となっております。前期、後期の2か年の講座を1年で終了するようカリキュラムを見直し、実施いたします。

続きまして36ページ、No.186、障害児発達支援事業です。こちらは就学前のこどもの発達について専門的な相談や療育を行う事業で、江東区こども発達センター個々で実施しています。通園事業の1日定員は塩浜、扇橋合わせて85人、相談事業延べ人数は5,042人となっております。発達相談のニーズ拡大に伴いまして、定員拡大、こども発達扇橋センターの亀戸移転や、保育所等訪問支援事業開始などを予定しているところです。

続きまして、江東区障害福祉計画・障害児福祉計画の実績報告について御説明いたします。お手元の資料5を御覧ください。

こちらの計画につきましては、障害福祉サービス等の確保につきまして、3年を1期として定めた計画となっております。令和3年度から令和5年度を期間とする第6期計画の実績報告となります。

資料5をおめくりいただきまして、まず、1ページ目が障害福祉サービス等の実績報告となります。障害福祉サービスにつきまして、訪問系や居住系などの体系別に分類しております。表の左側からサービスの種類、令和4年度、令和5年度におけるそれぞれの当初サービス見込み量、実績に当たる平均値、対計画比となっております。平均値につきましては、年間の実績を月ごとに平均化した数値を掲載しております。また、数値は延べ数となっております。

まず、訪問系サービスは1ページになります。訪問系サービスはサービス提供事業者が居宅に訪問して行うサービスで、居宅介護など5つのサービスがあります。訪問系サービス全体の実績は年々増加しておりまして、利用時間、人数ともに前年度を上回っております。ニーズが増加する訪問系サービスを確保し、障害者に円滑にサービスを提供するため、民間事業者と連携し、提供体制の確保に努めるとともに、関係所管課とも連携しながら、障害者福祉サービスの人材確保に取り組み、サービスの充実に努めていきたいと考えてございます。

次に、2ページになります。日中活動系サービスは、昼間に入所または通所により訓練・介護等を提供するサービスで、生活介護、就労継続支援など合計10のサービスがある中で、自立訓練、生活訓練、就労定着支援、また福祉型短期入所といった数字が年々伸びているところです。引き続き、ニーズの高い地域や重度化が進む利用者ニーズの情報について、事業者の皆様と共有・調整等を行いながら、必要量の確保に努めていきたいと考えてございます。また、障害特性や本人の希望、適性に応じて就労できるよう、地域の関係機関と連携を図りながら、よりよい支援体制の確保を目指してまいります。

次に居住系サービス、3ページになります。こちらは共同生活を行う住居や施設等において、訓練等給付または介護給付を提供するサービスで、自立生活援助などの計3種類がございます。自立生活援助、共同生活援助が計画を上回っております。グループホームを中心とした住まいの確保のため、グループホームの運営を支援していくとともに、新たな整備促進を図っていきたいと考えてございます。

次に、相談支援に移ります。4ページになります。相談支援事業者が障害のある方の相談に専門的に応じるサービスで、計画相談支援などがございます。計画相談支援の実績が年々増加しておりまして、各年度において計画を上回っているところでございます。既存事業所に対する相談支援専門員の増員を支援するため、就業定着促進事業を実施するなど、引き続き人材確保方策等の検討を進めていきたいと考えてございます。

続きまして、5ページに移ります。こちらからは児童福祉法のサービスになります。児童福祉法のサービスには6つのサービスがございます。児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、こちらの実績につきましては年々増加しておりまして、いずれも計画を上回る状況となっております。ニーズの高まりにより利用実績が増加傾向にあることを踏まえまして、引き続き民間事業者の新規参入を促す等、定員確保に努めるとともに、サービスの質の向上に向けた取組を進めていきたいと考えてございます。

続きまして、6ページが地域生活支援事業になります。地域生活支援事業とは、地域で生活する障害者のニーズを踏まえまして、地域の実情に応じた柔軟な事業形態で、区が主体となって実施する事業となっております。

6ページ、(3) 相談支援事業につきましては、障害者の方等からの相談に応じ

まして、必要な情報の提供や助言を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行う事業となっております。障害者支援課や地域活動支援センターなどでの一般的な相談支援のほか、基幹相談支援センターの設置なども含まれております。

その次の（４）成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害者または精神障害者に対しまして、制度の利用を支援する事業となっております。令和５年度は１３名の方が制度を活用しました。制度を必要とする知的障害者や精神障害者が確実に円滑に制度を利用できるよう、支援を行ってまいります。

その次は（６）意思疎通支援事業。こちらは手話通訳者や要約筆記者を派遣いたしまして、意思疎通の円滑化を図る事業となっております。引き続き委託先等と密に連携しながら、安定的に事業を運営していきたいと考えてございます。

次のページ、今度は７ページになりますが、（９）移動支援事業です。屋外への移動が困難な方に、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とした事業となっております。利用者数、利用時間数ともに令和５年度計画見込み量を上回っております。当事者の自立生活と社会参加を支えるため、サービスの充実に向けてガイドラインを見直す等、必要な対応を図ってまいります。

続きまして、（１０）の地域活動支援センターですが、こちらは実施箇所数が４か所となっております。ステップ、ウィル・オアシス、ロータス、障害者福祉センターとなっております。引き続き４センターで利用者の皆さんのニーズに応えられるよう、事業を展開していきたいと考えてございます。

資料の８ページからは、本年４月現在の区内の障害者施設の一覧となっております。１番から５５番までが障害者の施設、５５番から１１８番までが障害児の施設、１１９番から１２１番までが地域活動支援センターとなっております。

長くなりましたが、議題３の説明は以上です。

**【館副会長】** 詳細な実績報告をありがとうございます。

何か御意見や御質問はございますか。

**【中山委員】** 江東区視覚障害者福祉協会、中山利恵子です。

いっぱいあり過ぎて、３つほどあります。まず１つ、順不同で申し訳ありません。区報です。８月２１日からということでＱＲコードの問題が出ておりますが、これ

に対する具体的な対処方法はどうなっているかということを知りたいです。それから、前回か前々回にお願いしたと思うのですが、来年の4月、つまり今年4月の区報から、一般の墨字の区報の最初のところに、視覚に障害がある人のために、点字とデイジーの音声広報と点字広報を作っておりますのでお申し込みくださいというのを書いてくださいとお願いしてありますが、その結果はどうなっておりますでしょうか。やっていただけるといってお話で伺っています。それから、音訳のほうもとても手厚いようですが、なぜ音訳だけに手を出しているんですか。点訳者の不足もあるんですけれども、点訳に対しての援助は全くないというところは どうしてですか。

それから、移動支援関係ですが、先ほど需要が伸びているというお話を伺っておりますけれども、ヘルパー不足に対する区の具体的な試算、ガイドヘルパーを養成するための研修費を助成するとか、ガイドヘルパーの資質向上に対するとか、啓蒙活動に対する区の姿勢はどのようになっているかということをお聞きしませんと、後ろの代筆・代読に引っかかってまいります。お答えをお願いします。

**【館副会長】**       どうぞ。

**【障害者施策課長】**       障害者施策課長です。中山委員、大変申し訳ないんですけれども、最初に御質問をいただいた区報につきましては、今日のこの協議会に担当所管の職員がいないので、こちらで必ず所管課のほうに確認して、回答するようにいたします。それで御了解いただければ幸いです。

それから、音訳が手厚くて点訳のところというのは、昨年も御意見をいただいたところでございます。例えば中山委員にもいろいろ御協力をいただきながら、今の障害者福祉センターの改修とか、打合せをさせていただきながら進めているところではあるのですが、そこに視覚障害者室というのがあって、点字プリンターがあったりといったことでいろいろ皆さんに御活用いただいているところです。現実として、本当に、点訳ボランティアの方々が点訳ボランティアの方々を養成していただいているのが区の現状というのは私たちも認識しているので、どういう事業を進めていくのか、どういった形で御協力させていただくのがいいのかというのは、引き続きこちらでも検討させていただきたいと思っております。

それから、3点目の移動支援のところですが、直接的に支援という形にはならない

かもしれないのですが、今年度から障害者の事業所に勤める職員に対しても、江東区でこれまで実施してきた、例えば介護福祉士とか介護職員実務者研修を受講した場合とか、あるいは初任者研修を受講した場合とか、こういった費用を助成するという事業をやっている、今年度から障害者の事業所の方もそういった制度を利用できるような形になっています。こちらもいろいろな支援の仕方があると思いますので、少しずつ、どうやるかがそういったヘルパーさんの増加につながっていくのかというのは考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

【館副会長】 ほかに何か御意見、御質問はございますか。

(4) 江東区基幹相談支援センターの設置・運営（案）について

【館副会長】 それでは、議事4、江東区基幹相談支援センターの設置・運営について、事務局より説明をお願いします。

【障害者施策課長】 では、議事4に入らせていただきます。本区における基幹相談支援センターにつきましては、令和4年度の第2回本協議会において、素案という形で、設置場所、設置概要、スケジュールについて御報告させていただいております。本日は江東区基幹相談支援センターの概要についてということで、現段階での設置・運営案について御報告させていただきます。

お手元の資料6を御覧ください。まず1番目、相談支援体制における江東区の現状ということで、(1)として相談支援事業所を取り巻く状況でございますが、事業者間でやり取りをする機会が少なかったり、また、多くの相談支援事業所が専門員1人職場であったり、困難事例が表面化するということが挙げられるところでございます。

これに対して、(2)の求められる施策になりますが、困難事例を中心とした総合的・専門的な相談支援、相談支援事業所に対する指導・助言、人材育成等の支援、地域における連携強化の取組といったことを挙げさせていただいております。

次に、2の設置概要（案）ですが、(1)の設置場所、(2)の開設時期につきましては、令和4年度の本協議会でお示した素案から変更はございません。場所については、障害者福祉センターの1階、そして開設時期につきましては令和7年度中となっております。

(3)の運営形態についてですが、昨年度、地域自立支援協議会の専門部会の推薦を受けたメンバー、こういった方々で構成されたワーキンググループの開催とか、他自治体の基幹相談支援センターの視察等といったことを行っております。また、その後の他区の実施状況等も踏まえ、庁内でも検討を行い、センターの運営につきましては、区の直営という形で進めていくことといたしました。

(4)の開所日につきましては、月曜日から金曜日の開所を想定しております。

次に3、基幹相談支援センターの設置方針ですが、こちらにつきましても令和4年度の本協議会で示した素案から変更はしておりません。基幹相談支援センターの設置に当たりまして、地域の実情に応じて備えることとされている機能のうち、地域移行、地域定着の促進、虐待の防止につきましては、引き続き江東区で取り組んでまいります。

続きまして、裏面の2ページを御覧ください。4の実施する事業内容(案)ですが、まず(1)、地域の相談支援体制の強化ということで、相談支援事業者への訪問、関係機関との連絡・調整、人材育成のための研修等の実施、本協議会等への参画といったことを想定しております。

また、(2)の総合的・専門的相談支援につきましては、相談支援事業所の支援、困難事例に関する連携支援といったことを想定しております。

最後の5になります。区内相談支援体制の各役割ということで、表で簡単に整理させていただきました。先ほど御説明したとおり、基幹相談支援センターを直営で運営するというので、区の部分を障害者支援課、保健相談所と基幹相談支援センターに分けて記載しております。障害者支援課、保健相談所では、区民からの個別相談等これまでの業務を引き続き行っていく、基幹相談支援センターでは主に事業者支援を行っていくという形で役割分担をしたいと考えてございます。

引き続き、先ほど少し触れました4の実施する事業内容(案)に記載の内容につきまして、より業務を細かく分類して、センターが担う役割の整理を進めていきたいと考えております。

説明は以上です。

**【館副会長】** この議事4について、何か御意見、御質問はございますか。

私のほうから1点質問をよろしいですか。江東区医師会の館と申します。この基幹相談支援センターというのは、何かよろず相談所的な感じなんではないでしょうか。

**【障害者施策課長】** 厚生労働省では大きくは4つの機能ということで、機能を明示しているところですが、基本的には、それぞれの地域の実情に応じて設置することとされているセンターになります。江東区では、先ほど説明させていただいたとおり、現在、区民の方から多く相談を受けている障害者支援課が基幹的な役割を担ってきたところですが、先ほどもお話しさせていただいたとおり、役割についてはきちんと整理した上で、基幹相談支援センターについては、どちらかというと、区内の事業者さんを支援するという形で整理したいと考えてございます。なので、例えば手帳の発行とかいったところは引き続き区役所の窓口が中心になりますので、区民の方の相談というのは、こちらの庁舎で受ける形がメインになるかと思っております。

以上です。

**【館副会長】** 分かりました。

では、時間も押しておりますので、次に議事5に移りたいと思います。

#### (5) 視覚障害者代筆・代読支援事業の開始について

**【館副会長】** 議事5、視覚障害者代筆・代読支援事業の開始について、事務局より説明をお願いいたします。

**【障害者施策課長】** では、議事5に移ります。昨年度の第4回本協議会におきまして、今年度の本区の予算案ということで、主な事業について説明させていただいたときにも触れましたけれども、今年度から、視覚障害がある方への代筆・代読支援事業を実施したいと考えてございます。本日は、事業の概要等について御説明いたします。お手元の資料7を御覧ください。

まず1、事業概要ですけれども、事業開始日は今年の10月1日を予定しております。

事業内容につきましては、視覚障害により文字等の読み書きが困難な方に対して、書類の代筆・代読の支援を行うヘルパーを利用者の御自宅に派遣させていただきます。

(3) 利用対象者でございますが、区内在住で、視覚障害により身体障害者手帳、こちらは等級は不問でございます。この手帳の交付を受けた方とさせていただいております。利用時間の上限は1回当たり2時間以内で、月4時間まで。最小単位は

時間という形になりますので、1回ごとに1時間未満の端数につきましては切り上げて計算させていただこうと思っております。

(5) 利用料になりますが、利用される方々の自己負担はございません。

2、サービス提供事業所ですが、本事業に応募して、江東区と業務委託契約を締結した障害福祉サービス指定事業所がヘルパーを派遣する形になります。事業所といたしましては、居宅介護支援事業所または同行援護事業所といった事業所になります。

最後になります。簡単ではございますが、事業スキームです。全部で5つのステップということで書かせていただいておりますが、まず最初、利用される方が、これは初回の1回だけですけれども、区に利用申請をしていただく必要がございます。それから、次に区で支給決定をさせていただいて、利用者の方に受給者証を送付いたします。③は受給者証を受領した後、利用される方に事業所に利用を予約していただく。④ですが、事業所が利用者の御自宅にヘルパーさんを派遣する。⑤、月ごとに事業所から区に利用実績報告、また、契約に基づく委託料を請求するという形になってございます。

事業開始に当たりましては、視覚障害者団体、それから区民の方向けに説明会を開催させていただく予定です。また、このほか区報や区のホームページを活用いたしまして、周知を行っていきたいと考えてございます。

説明は以上です。

**【館副会長】** 議事5に関しまして、何か御意見、御質問はございますか。

**【中山委員】** 中山です。とてもありがたく、伺ったところによると、東京都で5番目に実施かなと。ほかにやっている区を見ると、先進区の次ぐらいに来ているかなというところで、非常に感謝です。

1点だけどうしても気になるところは、2番目のサービス提供事業所とヘルパーの問題です。事業所が少ないであろうということと、ヘルパーの数が少ないところがどうしても気になっています。これができるようになると、今までガイドヘルパーを使わなかった人も使うことが想定されるし、むしろ使ってほしいと思うので、ここは先ほどの点訳と同じで、区としてどうやってヘルパー数を、先ほど私が申し上げたのは、サービス介助者を増やせとかそうではなくて、具体的な仕事をする人たちを増やしてほしいので、ヘルパーと事業所を増やすための努力をしていきたい

と。私たちもしていきたいのですが、区としてもその部分を非常に重視していたらと思っております。

あと、代筆・代読というところ、特に墨字の資料関係のことになるのですが、これは後で別件としてお聞きしたいかと思っておりますけれども、10月以降の区としての視覚障害者宛ての墨字の資料の配布について、今後、どういうふうにお考えなのかということをお聞きしたいと思っております。このことが代筆・代読にも引っかかってくるので、そこを教えていただきたいと思っております。視覚障害者団体の説明会を計画していただいているので、そちらでいろいろ揉んでいけると思うのですが、多分、この事業で一番うれしいなと思うのは、冷暖房の温度設定と、これからですと冷房から暖房への切替え等が今までできなかったのが、ヘルパーさんに来ていただくことでできるようになるという、本当に代筆・代読以前の、これも代筆・代読に入るんですけれども、その自立ができるところもありがたいことかと思っております。非常にいい傾向だと思っておりますので、今後よりよいものにしていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【館副会長】      どうぞ。

【障害者施策課長】      障害者施策課長です。具体的に職員をどうやって増やしていくんだという、先ほどとも関連する御質問もあったかと思うんですけれども、1点、先ほど御紹介した資格取得の支援の部分とはまた別に、今年度、障害福祉サービスを提供する事業者さんが職員採用するときの採用活動に対する助成金、補助金といったものをお渡しするような事業も開始しておりますので、どういったやり方が効果的なのか、その辺は区の効果も見ながら、検討していきたいと考えてございます。

それから、次の墨字の件は先ほど区報とかのお話もございましたので、また、それと併せて詳細にいろいろお伺いできればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

【館副会長】      ほかに何か御意見や御質問はございますか。

(6) その他

【館副会長】      それでは、最後の議題です。議事6、その他となっておりますが、

全体に関しまして何か御意見や御質問等がございましたら、お願いいたします。

どうぞ。

【中村委員】 ゆめグループ福祉会の中村と申します。さっき質問しそびれてしまったんですけれども、資料5の6ページ、成年後見制度利用支援事業のところ、知的と精神の方が対象ですとおっしゃったのですが、身体障害の方はなぜ対象ではないのでしょうか。

【障害者支援課長】 障害者支援課長です。身体障害のみの障害をお持ちの方の場合には、ある程度自分たちで判断することができるという判断の下、知的の方、精神の方を対象とさせていただいているところでございます。

【中村委員】 ゆめグループ福祉会は3障害の方が本当にたくさん通われていて、ここで何か手帳の種類で差別というか、仕分けしてしまうのはすごく疑問で、身体の方でもそういったことができない方がたくさんいらっしゃいます。特に身体の方は居住のところも、江東区の中で住む場所も本当に少ないですし、何かこういうところでケース・バイ・ケースで柔軟に考えていただけると、障害の種別を問わずに、今後、柔軟に考えていただけたらいいなと思います。よろしく申し上げます。

【館副会長】 ほかに何か御意見、御質問はございますか。

【中山委員】 今のお話、視覚障害の者も成年後見制度に関わっているのではないかという話は昔から出ていて、書けない。だから代筆・代読という話が引っくり返ってくるんですけれども、書けないとか読めないとかいうことで、さらに高齢になってきているので、成年後見制度を利用できるという話を伺ったことがありますが、クエスチョンマークです、ということは申し上げておきたいと思います。

それと、どうしても気になっておまして、10月からの郵便法の改正に伴った区からの郵便物は、もう近々どうなりますかということをお教えください。点字郵便の方法が変わりますので、その方法でこれから区がどういうふうに郵便物を送ってくるのかをお教えいただきたいです。

【館副会長】 どうぞ。

【障害者施策課長】 障害者施策課長です。10月以降の郵便については全庁的な部分も含まれるかなと思いますので、一旦整理させていただいて、また御相談をさせていただければと思います。

【中山委員】 何を含めて？

【障害者施策課長】 区の対応という御質問ですね。

【中山委員】 そうです。

【障害者施策課長】 障害者の部分だけではなくて、いろいろなところから郵便物をお送りする形になるかと思うので、区役所のほうでどういう対応になるのかというのは一度整理させていただいた上で、またお話しさせていただければと思います。

【中山委員】 はい。

【館副会長】 ほかによろしいですか。

## 7 閉会

【館副会長】 以上で本日の議事が全て終了いたしました。今後の予定などについて、事務局から説明をお願いいたします。

【障害者施策課長】 まず、意見シートを皆様の机の上に配付させていただきました。御意見等がございましたら9月20日の金曜日までに、事務局宛て、メールまたはファクスで御提出いただければと思います。

事務局から、意見シートについては以上になります。

【館副会長】 以上をもちまして、令和6年度第1回江東区障害者計画等推進協議会を終了とさせていただきます。お疲れさまでした。

— 了 —